

第2次 雲南市スポーツ推進計画



令和2年3月

雲南市教育委員会

【目 次】

計画の策定にあたって

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1P
- 2 計画の位置づけと期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2P
- 3 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2P
- 4 スポーツの意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2P
- 5 雲南市のスポーツの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2P
- 6 スポーツ施策における3つの基本的視点・・・・・・・・・・・・・3P

第1章 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・・・6P

- 1 生涯スポーツ活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6P
 - (1) 健康づくり拠点施設「ラソステ」の活用推進・・・・・・・・・・・・・6P
 - (2) スポーツ推進委員によるスポーツ活動の振興・・・・・・・・・・・・・6P
 - (3) 雲南市体育協会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6P
 - (4) 地域運動指導員との連携による健康維持に向けた活動の推進・・・・・・・・7P
 - ①地域運動指導員の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7P
 - ②地域運動指導員の養成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7P
 - (5) チャレンジデーの実施による「健康づくりと地域づくり」・・・・・・・・7P
 - ①目的の明確化と参加者の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7P
 - ②運動（スポーツ）の日常化への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7P
 - ③健康づくりと地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8P
 - (6) 社会体育施設の整備と学校施設の開放・・・・・・・・・・・・・8P

第2章 ライフステージに応じた生涯スポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・・・9P

- 1 乳幼児期（就学まで）の運動（遊び）の充実・・・・・・・・・・・・・9P
 - (1) 十分に身体を動かし、遊ぶための基盤づくり・・・・・・・・・・・・・9P
 - ①望ましい生活習慣を身に付けるための支援・・・・・・・・・・・・・9P
 - ②体を積極的に動かす遊びの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9P
 - ③戸外遊びの啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9P
 - (2) 「雲南市幼児期運動プログラム」に基づいた保育の推進・・・・・・・・・・・・・9P
- 2 青少年期（6－18歳）のスポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・・・10P
 - (1) 家庭の役割と学校でのスポーツ活動・・・・・・・・・・・・・10P
 - ①家庭教育の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10P
 - ②指導者確保への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10P
 - ③トップアスリートの育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10P

④生涯スポーツ社会の実現・	10P
(2) スポーツ少年団活動の推進・	11P
①スポーツ少年団活動の支援・	11P
②青少年健全育成活動の重視・	11P
③家庭での学習と触れ合いの時間の確保・	11P
④子どもの発育に応じた適切な活動量・	11P
⑤指導者養成の推進・	12P
3 青壮年期（18－64歳）のスポーツ活動の推進・	12P
(1) 健康に関する行事等の実施による健康長寿への取り組み・	12P
①参加しやすい健康イベント等の実施・	12P
②青壮年期からの健康長寿への取り組み・	12P
4 高齢期（65歳以降）のスポーツ活動の推進・	13P
(1) 運動（スポーツ）する機会の提供・	13P
(2) 健康維持、増進への啓発・	13P
①高齢期の健康維持、体力測定等データの積極的な活用・	13P
②介護予防への取り組み・	13P
 第3章 競技スポーツの振興・	14P
1 競技スポーツの振興・	14P
(1) 松江シティFCユース生の受入れによる地域振興・	14P
(2) 国民スポーツ大会の島根開催に向けた取り組み・	14P
(3) 雲南市体育協会への活動支援・	14P
(4) 競技スポーツの指導者活用・	14P
 第4章 障がい者（児）のスポーツ推進・	15P
ユニバーサルな地域社会づくり・	15P
(1) 障がい者（児）のスポーツ参加に向けた環境整備・	15P
(2) 「スペシャルオリンピックス日本・島根」への支援・	15P
 第5章 総合型地域スポーツクラブ活動の促進・	16P
1 総合型地域スポーツクラブの理念と役割の周知・	16P
2 総合型地域スポーツクラブの運営支援・	16P

資料編

- 1 スポーツ基本法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・17P
- 2 第2期スポーツ基本計画（概要）・・・・・・・・・・・・25P
- 3 スペシャルオリンピックス日本 ゼネラルオリエンテーション・・・・・・・・30P
- 4 地域運動指導員の養成に関する要綱（抜粋）・・・・・・・・32P

雲南市スポーツ推進計画

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、「第2次雲南市総合計画¹」を策定し、平成27年度から令和6年度10年間のまちづくりの目標と方向性を示しました。この計画を踏まえ、雲南市の教育の指針となる「第4次雲南市教育基本計画²」を令和2年3月に策定しました。

また、国では昭和36年に制定された「スポーツ振興法³（昭和36年法律第141号）」を50年ぶりに全面改正し、スポーツ基本法⁴を平成23年8月に施行しました。

それをうけて平成24年3月には「スポーツ基本計画」が策定されました。

平成27年にはスポーツ立国の実現を使命としたスポーツ庁が創設され、スポーツに関する施策を総合的に推進する体制が整えられました。

平成29年3月には「スポーツが変える。未来を創る Enjoy Sport, Enjoy Life」とした「第2期スポーツ基本計画」が策定され、

- ①スポーツで「人生」が変わる
- ②スポーツで「社会」を変える
- ③スポーツで「世界」とつながる
- ④スポーツで「未来」を創る

という4つの観点から、人々がスポーツの力で人生を楽しく健康で生き生きとしたものとし、活力ある社会と絆の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」の実現をめざしています。

¹ 第2次雲南市総合計画

平成27年3月に策定された、雲南市のまちづくりの目標と方向性について示す総合計画。10年おきに策定するもので、平成27年3月に第2次計画を策定した。

² 第4次雲南市教育基本計画

雲南市の教育の方向性を示す指針と位置づけられるもので、5年おきに策定されており、令和2年3月に第4次計画を策定した。

³ スポーツ振興法

東京五輪3年前の当時の日本におけるスポーツ振興の基本となる法律。スポーツを国民一般に広く普及させるための、国および地方公共団体の施策の基本を明らかにすることを目的としている。1961年6月16日制定。

⁴ スポーツ基本法

スポーツ振興法を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたもの。「スポーツをする権利」が日本で初めて明文化された。

（抜粋）（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

この度雲南市教育基本計画が改訂され第4次となることから下位計画である雲南市スポーツ推進計画についても改訂することといたしました。

2 計画の位置づけと期間

「第2次雲南市スポーツ推進計画」は国のスポーツ基本計画を参酌し、本市の地域特性と実情に即した計画として、スポーツ基本法第10条に基づいて策定するものです。本計画は、第4次雲南市教育基本計画の体育、スポーツに関する部門計画として位置づけ、「第2期雲南市子ども・子育て支援事業計画」「第3次雲南市健康増進実施計画」「雲南市障がい者計画」「身体教育医学研究所うんなん第2次中長期計画」等との整合を図り、今後のスポーツ推進のために必要な具体的施策の推進計画とします。したがって、上位計画である第4次雲南市教育基本計画が令和2年度から令和6年度までの5か年の計画であることから、本計画の期間も令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5か年とします。

3 計画の構成

本計画は「計画の策定にあたって」、「本編」、「資料編」で構成しています。「計画の策定にあたって」では総論について記しており、策定の趣旨、位置づけと期間、スポーツの意義、3つの視点について述べています。「3つの視点」では策定において重視すべき要素を基本的視点として明確にするとともに、今後のスポーツ施策に反映させていくこととしています。

本編は各論とし、それぞれの施策について記しています。

4 スポーツの意義

スポーツは、世界共通の人類の文化であるとスポーツ基本計画には示されています。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、活力に満ちた社会の形成や心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたりスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

スポーツとは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために行われる、運動競技や身体活動であり、生涯にわたり健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっています。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、スポーツに親しむ活動に参加することのできる機会は確保されなければなりません。

5 雲南市のスポーツの現状

第2次雲南市総合計画の施策『生涯スポーツの振興』を推進するにあたり、事前に調査した市民アンケートの結果では、「週1回以上（1回30分以上）スポーツや運動をしている市民の割合」は、平成30年度の現状値が33.8%でした。平成27年度の同調査では36.6%、平成28年度は38.2%となっており、年々減少傾向にあります。島根

県が平成30年度に実施した県政世論調査の同項目では、県平均値が37.0%となっており、雲南市を県がやや上回る水準となっています。今後は令和2年に東京2020夏季オリンピック・パラリンピックが開催されることから、より一層のスポーツ推進、健康維持・増進、活力ある地域づくりへつなげる取り組みにより、市内でもスポーツや運動を行う人が更に増えることが期待されます。目指す目標値は、令和6年度には、「週1回以上（1回30分以上）スポーツや運動をしている市民の割合」が40.0%となるよう目標を設定しています。

平成27年度から平成31年度を目標年度とするスポーツ推進計画に基づいた取り組みとしては

- ① 健康づくり拠点施設 雲南市加茂B&G海洋センター「ラソンテ」の整備
- ② スポーツ推進委員による実技指導や軽スポーツ等の普及・促進
- ③ 総合型地域スポーツクラブの活動など市民が生涯にわたってスポーツに親しむ取り組みの推進
- ④ 体育協会等への活動支援や小中学校・スポーツ少年団へトップアスリートを派遣する取り組み
- ⑤ スペシャルオリンピックアスリートの活躍や知的障がいのある人、ない人が交流し理解し合うユニファイドスポーツの取り組み

などがあります。一方課題としましては、週1回30分以上スポーツや運動をしている市民の割合が目標値に届かないこと、各種スポーツ団体の活性化対策、2巡目国民体育大会に向けた取り組みがあげられると考えています。

6 スポーツ施策における3つの基本的視点

第1次の雲南市スポーツ推進計画を策定するにあたり、「スポーツと生涯にわたり親しむ」「スポーツの安全性を確保する」「スポーツに関わる人材を確保する」を「3つの視点」としてまとめました。この度作成する第2次雲南市スポーツ推進計画においても「3つの視点」を雲南市スポーツ推進計画の策定に限らず今後の行事の運営、広報、研修等、様々な場面にその視点を盛り込んでいきます。

スポーツを生涯にわたり親しむ

「だれもが、いつまでも」を実践する。

平成24年に制定された「スポーツ基本法」では、スポーツは文化であり「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利である」と明記されています。高齢者も若者も幼児も、障がいのある方も、スポーツが得意な人も苦手な人も、だれもがスポーツや運動によって「体を動かす喜び」を分かち合うことを目指します。

「障がいの無い人はスポーツをした方がよいが、障がいを持つ人はスポーツをしなけ

ればならない（車いすマラソンの世界記録保持者ハインツ・フライ⁵氏）。」の言葉にもあるように、障がいのある方や体の不自由な方のスポーツ参加が積極的に行われるよう取り組みます。

また、スポーツを行う場合、成果に伴う達成感や充実感は競技を続けるうえで重要な動機づけとなります。しかし、生涯にわたりスポーツに親しむには、競技そのものの喜びや楽しさを追求することを大切に考えなければなりません。「だれもが、いつまでも」と「スポーツの喜びの追求」を実践できるようスポーツ施策を展開します。

スポーツの安全性を確保する

スポーツ活動が安全に行える施策を展開する。

スポーツを愛好する人々の善意やボランティア精神に支えられたスポーツ団体の組織運営は、責任の所在を曖昧にし、コンプライアンス意識が徹底されず、組織運営上の問題が見過ごされがちになるなど、ガバナンスの確保がおざなりになってきた面があると考えられます。近年、中央競技団体を始めとするスポーツ団体のガバナンスの機能不全によりスポーツの価値を毀損するような不祥事案が生じたり、スポーツ指導の現場における暴力行為等が度々報じられたりしており、スポーツ基本法の理念が実現に向かっているとは言い難い状況にあります。

このような中、スポーツ庁において、平成30年12月から審議が行われていた「スポーツ団体ガバナンスコード⁶」（中央審競技団体向け）が令和元年6月10日に、〈一般団体向け〉が令和元年8月27日に策定されました。これにより、スポーツ団体の組織運営基本方針の策定、コンプライアンス教育などの遵守すべき「原則」が規定として掲げられました。今後はこれを参照しスポーツ振興の重要な担い手であるスポーツ団体の適正なガバナンスの確保が求められます。

生涯にわたり楽しむためには、環境を整え、安全にスポーツを行い、スポーツ活動中の死亡事故を始めとして、ケガ等を防ぐことが重要です。そのためには、大規模な試合等には医療機関等と連携し、緊急時の対応をあらかじめ協議、確認しておくこと等も大切です。準備運動・クールダウンの徹底やAED、ライフジャケット等、生命を守る備品の設置や点検も必要です。

また、スポーツ障害⁷やケガを防ぐことは、スポーツ活動において、とても重要です。

⁵ ハインツ・フライ

スイスの車いす陸上競技選手。ロンドンマラソン車いすの部での3度の優勝。45才で参加した2003年の世界陸上パリ大会で5個のメダルを獲得するなど、車椅子競技において長い経歴を持つ。

⁶ スポーツ団体ガバナンスコード

スポーツ団体の適正なガバナンスを確保するために令和元年にスポーツ庁が策定した原則・規範

⁷ スポーツ障害

長期的に同じスポーツを続けることなどにより、体の一定の部位に負担がかかって起こる障害。スポーツにおける体の使い過ぎ（オーバーユーズ）を原因とするもので、成人だけでなく、成長期の子どもにもよく起こる。

スポーツ障害やケガを防ぐためのスポーツ医学は近年急速に進歩しており、新しい知識を学び、備えることは、指導者、競技者を問わず重要です。安全にスポーツを楽しむために、「身体教育医学研究所うんなん⁸」他、医療機関等とも連携し、啓発及び環境整備に努めます。

スポーツに関わる人材を育む

研修で得た知見を実践に移し、人材を育成する。

文部科学省が策定したスポーツ基本計画には、今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針に、スポーツを「する人」だけではなく「観る人」、「指導する人」、「支える人」にも着目し、「生涯にわたってスポーツを楽しめるよう環境を整えること」と明記されています。「する人」や「指導する人」だけがスポーツに携わったり、喜びを享受できるのではなく、「観る人」「支える人」も同じように喜びを分かち合えることを示しています。市民が、それぞれのライフスタイルに合わせていきいきと活動できるよう情報発信と活動の機会を提供し、生涯スポーツの啓発と次世代の人材の育成に努めます。

また、スポーツに関わる上で新しい考え方や理念、近年開発されたスポーツやケガを予防するトレーニング方法等の知見を得ることは重要です。研修で得た知見を実践に移しながら人材を育成することにより、雲南市のスポーツ環境がより良い方向へ進むよう努めます。

⁸ 身体教育医学研究所うんなん

地域住民のからだに関わる様々な課題に対して実践的な立場で研究を行い、その成果を保健行政・福祉・教育施策に反映させることや、その実践に向けて分野を超えて組織横断的に課題に取り組むため、これらの組織連携の核となることが期待されている。平成18年4月に設立。

第1章 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進

生涯スポーツ活動の充実

(1) 健康づくり拠点施設「ラソнте」の活用推進

健康づくりの拠点施設として平成30年7月にオープンした雲南市加茂 B&G 海洋センター「ラソнте」は子どもから高齢者、障がいのある人等誰もが体力や志向に応じた健康づくりに取り組める施設として整備しました。

今後、ラソнтеをはじめ、市内にある健康増進施設も併せて利用推進に取り組みます。

(2) スポーツ推進委員⁹によるスポーツ活動の振興

スポーツ推進委員の役割と研修の重要性

スポーツ推進委員は各地域でスポーツ活動を推進し、様々な世代を対象としたスポーツ教室の指導等、スポーツレクリエーション活動の普及、推進等を行います。

また、スポーツ活動の指導、助言にとどまらず、雲南市体育協会、学校及び総合型地域スポーツクラブなど各種団体との連絡、調整も行い、市全体でスポーツ活動が盛んになるように活動します。新しい知識や人とのつながりが得られるよう、各種研修へ積極的に参加を促し、研修が十分に行えるような体制づくりに努めます。

(3) 雲南市体育協会との連携

雲南市体育協会との連携による生涯スポーツの推進

日本スポーツ協会が平成23年に発表した「スポーツ宣言日本」には次のように書かれています。「人々の交流を促し健康を維持増進するものとして、更には生きがいとして、多くの人々に親しまれている。スポーツは、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなった<以下略>」。雲南市体育協会もこれらの理念に基づいて運営されており、今後も協力して、生涯スポーツの推進に努めます。

雲南市体育協会には6つの支部と14の専門部が所属しています。各専門部には競技についての専門知識と経験を持つ人が多くいることから、その有効活用が期待されます。

また、雲南市内では地域イベントが多く行われていますが、その中で地区運動会の運営やスポーツに関するイベントの主催や発表を行う等、市民のスポーツへの関心を高めたり、身近に感じたりするようなイベントを行い、生涯スポ

⁹ スポーツ推進委員

スポーツ基本法第32条に規定され、当該自治体のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う。

ーツの振興につなげていくよう協力します。

(4) 地域運動指導員¹⁰との連携による健康維持に向けた活動の推進

①地域運動指導員の活用

「身体教育医学研究所うんなん」では、「各地域での健康づくりリーダー」として、市民に身近な立場で身体を動かすことの「大切さ」と「楽しさ」を伝えるため「地域運動指導員」を設置しています。地域運動指導員は地域自主組織をはじめとする地域の健康づくりの活動に積極的に参画し、身体活動・運動に関する取り組みが推進されるよう提言等を行い支援します。

地域自主組織が主催する健康づくり活動や自治会のサロン活動等に積極的に地域運動指導員が活用されるよう関係機関や地域自主組織に提言します。

②地域運動指導員の養成

市民と一緒に身体を動かす楽しさと大切さを地域で伝えるのが地域運動指導員です。指導員増員の為には地域自主組織との連携が重要であり健康福祉部と協力し養成講座を開催し、内容も充実させ指導者の確保に努めます。

今後一層進展する高齢化社会に向け、「地域運動指導員中長期計画」による地域運動指導員の養成を支援します。

(5) チャレンジデー¹¹の実施による「健康づくりと地域づくり」

①目的の明確化と参加者の拡大

雲南市は、毎年5月の最終水曜日に行われる「チャレンジデー」の目的に「運動（スポーツ）の日常化」と「レクリエーション等による住民交流の促進」の2つを掲げています。チャレンジデーは市民が参加しやすい施設を活用することで参加者を増やし運動（スポーツ）やレクリエーションを楽しむ市民参加型のイベントとなるよう今後も継続して実施していきます。

②運動（スポーツ）の日常化への取り組み

チャレンジデーを契機として運動（スポーツ）をする機会と場を定期的に提供し、また、参加者が運動仲間となり楽しく続けることが運動（スポーツ）の習慣化につながると考えます。「うんなん毎日体操」「まめなかね体操」「うんなん幸雲体操」など気軽にできる運動をスポーツ推進委員や地域運動指導員が

¹⁰ 地域運動指導員

からだを動かすことの「大切さ」と「楽しさ」を学び、自分の健康づくりはもとより、市民の健康づくりや介護予防のために、住民に身近な立場で運動や生活指導、啓発活動を実践を行う。

¹¹ チャレンジデー

毎年5月の最終水曜日に世界中で実施されている、住民参加型のスポーツイベント。人口規模がほぼ同じ自治体同士が、午前0時から午後9時までの間に、15分間以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の『参加率(%)』を競い合う。対戦相手に敗れた場合は、相手自治体の旗を庁舎のメインホールに1週間掲揚し相手の健闘を称えるというユニークなルールが特徴。

なお、平成5年に日本で初めてチャレンジデーに取り組んだのが、合併前の旧加茂町である。現在も市内全域で、積極的に取り組んでいる雲南市は、日本におけるチャレンジデーの先駆者ともいえる自治体である。

中心となり実践していきます。

又、住民が集う機会や場づくりについて関係機関や地域自主組織等に働きかけます。

③健康づくりと地域づくり

スポーツ振興にはスポーツ推進委員が、介護予防事業には地域運動指導員が関わっており、様々な活動は健康づくりだけでなく仲間づくりや生きがいのづくりにもつながっています。

過疎・高齢化が一層進展する中で、健康づくりの活動を通して育んだつながりを地域づくりに活かしていけるよう関係部署、地域自主組織と連携し取り組みます。

(6) 社会体育施設の整備と学校施設の開放

市内には様々なスポーツ活動団体があり、それぞれ積極的に活動しています。そうした活動に対し学校体育施設は身近な施設であり、学校教育活動や施設管理において支障のない限り開放することが求められています。

今後もその活動を支援するため社会体育施設の整備、学校施設の開放を行います。

又、高度経済成長期に建設された社会体育施設が老朽化し、修繕を要するものや耐震基準を満たしていない施設が多くあります。

施設の状況や利用率、緊急度、近隣施設と代替機能を図れないか等を検討し「雲南市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、今後策定するスポーツ施設個別計画に基づく施設の集約化や計画的な整備・修繕に取り組みます。

第2章 ライフステージ¹²に応じた生涯スポーツ活動の推進

1 乳幼児期の運動（遊び）の充実

(1) 十分に身体を動かし、遊ぶための基盤づくり

①望ましい生活習慣を身に付けるための支援

乳幼児が十分に運動したり遊んだりすることや、将来にわたり健康に過ごすためにも、基本的な生活習慣の確立は非常に重要です。乳幼児期に望ましい生活習慣を身に付けられるように、これまで家庭とともにやってきた「早寝、早起き、朝ごはん運動¹³」を強化したりメディアへのかかわり方を保護者等が考える機会を増やすなどして基本的な生活習慣がさらに伸展するよう支援します。

②体を積極的に動かす遊びの推進

文部科学省の調査で、普段から戸外遊びをよくする子どもほど意欲が高いことや、小学校就学後の運動頻度が高いことなどが明らかとなっています。

生涯にわたって積極的に運動（スポーツ）を楽しむためには、幼稚園、保育園（所）、認定こども園だけでなく、家庭でも体を動かして遊ぶことが重要だと考えられます。「身体教育医学研究所うんなん」と協力し、家庭においても乳幼児期の子どもの体力増進や運動能力の向上につながるよう、情報提供をしていきます。

なお、幼児期運動指針¹⁴では、適切な運動量の目安を1日あたり60分程度としています。

③戸外遊びの啓発

戸外遊びは、様々な身体活動が体験できることや、多くの経験ができることなどから、乳幼児期の発達に欠かすことのできないものです。雲南市の豊かな自然を活かした戸外遊びができる場所や機会の情報提供に努めます。

(2) 「雲南市幼児期運動プログラム¹⁵」に基づいた保育の推進

「雲南市幼児期運動プログラム〈理論編〉」や「雲南市幼児期運動プログラム〈実践編〉」に基づいた保育を推進するため保育者の研修に取り組みます。

¹² ライフステージ

人間の一生における年齢によって分けられるそれぞれの段階。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの区分や表記もあるが、本計画においては、幼児期（就学前）、青少年期（6歳から18歳）、青壮年期（19歳から65歳）、高齢期（65歳以上）の4段階に分けている。

¹³ 早寝早起き朝ごはん運動

「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣の確立をめざし、文部科学省が提唱する国民運動。

¹⁴ 幼児期運動指針

平成24年3月に文部科学省により策定された幼児期における運動の実践の在り方についての指針。

¹⁵ 雲南市幼児期運動プログラム

幼児にかかわる保育者等が心がけるべき基本事項を乳幼児の運動発達（遊び）に関してまとめたもの。平成25年度に理論編を策定。次いで平成27年度に指導者、保護者、地域向けの指導書として実践編を策定した。

2 青少年期（6—18歳）のスポーツ活動の推進

（1）家庭の役割と学校でのスポーツ活動

①家庭教育の役割

子どもの体力・運動能力を向上させるためには、青少年期においても早寝早起きや、毎朝きちんと朝食を摂るといったような規則正しい生活習慣の確立が必要です。家庭と協力し、これまで行ってきた「早寝・早起き・朝ごはん運動」を引き続き推進します。また、メディアと上手に向き合うためのルールを親子で話し合い決める等、基本的生活習慣の向上に向けた取り組みを行います。

また、健康福祉部や身体教育医学研究所うなん等とも連携し、よい生活習慣の定着と子どもの体力向上に向けた取り組みを行います。

②指導者確保への支援

学校における部活動は、教育的意義が学習指導要領の総則に明記されており、教育課程との関連を図りながら計画的に実施されています。部活動は多くの生徒が関心を寄せ、学校関係者のみならず、保護者や地域にも、その教育的価値は広く認められています。

しかしながら生徒数の減少に伴い運動部活動をする生徒が減少する中で、部活動の更なる活性化を図るためには、運動部の重点化・広域化が必要であることから、中学校では合同チームの検討など組織編制や活動内容、あるいは発表の場の工夫や外部講師の積極的な活用に努め、総合型地域スポーツクラブ等と連携を図り指導者の確保について支援をしていきます。

③トップアスリート¹⁶の育成

障がいの有無にかかわらず、子どもたちがトップレベルの競技スポーツへ夢や憧れを抱き、競技に取り組む意欲を引き出すため、体育協会、各競技団体、総合型地域スポーツクラブや企業と連携しながらトップレベルの選手・指導者を身近に感じる機会を設け本市の選手・指導者の育成を図ります。

又、全国大会に出場する個人・団体に対して激励金制度を継続し、指導者への表彰についても体育協会と取り組みます。

④生涯スポーツ社会の実現

生涯にわたるスポーツ活動の推進は市民一人一人の心身の健全な発達には欠くことのできないものであり、明るく豊かで活力のある社会の形成へとつながります。

又、スポーツを「する」「見る」「ささえる」といった多様な形での「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツで人生を健康で生き生きとしたものとし活力ある社会を目指していきます。そのため子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多目的）、それぞれの志向・レベルに合せて参加で出来る（多志向）であり、地域が自主的に運営する総合型地域スポー

¹⁶ トップアスリート

その競技で最高水準の実力を認められているスポーツ選手。

ツクラブの充実による生涯スポーツ社会の実現を図ります。

(2) スポーツ少年団¹⁷活動の推進

①スポーツ少年団活動の支援

青少年健全育成活動を目的とした地域のスポーツ活動のひとつとして、スポーツ少年団活動があります。市内スポーツ少年団においては、少子化に伴い各単位団が縮小化しています。今後雲南市スポーツ少年団と連携して子どもたちの多様なニーズに応えるための機会の充実に努め、スポーツ少年団活動がさらに活発になるよう支援及び助言等を行います。

②青少年健全育成活動の重視

スポーツ少年団活動は、スポーツに関する技術の習得だけでなく、スポーツを通じて互いに協力することや相手への思いやり、自ら考えて行動する能力などを身に付けることを目的としています。そのため、主となるスポーツ活動だけではなく、交流活動、学習活動、社会活動なども積極的に取り組んでいます。雲南市スポーツ少年団と連携し、主たるスポーツ活動に併せ青少年の健全育成にも力を注ぎます。

③家庭での学習と触れ合いの時間の確保

スポーツ少年団活動は、その目的や趣旨を鑑み、積極的に行われるよう支援していくことは重要です。その一方で、青少年の健全育成のためには家族との触れ合いや家庭学習の時間も同様に重要であると考えます。スポーツ少年団は青少年の健全育成の面から文武両道を達成することとし、家庭学習と家族との触れ合いを阻害しないよう雲南市スポーツ少年団とともに進めます。

④子どもの発育に応じた適切な活動量

日本スポーツ協会が策定した「スポーツ少年団組織と活動のあり方の解説書」の「スポーツ少年団におけるスポーツ活動」において、スポーツ少年団活動は、生涯スポーツの基礎をつくる活動であること、身体的・精神的に無理のない活動であることを活動の基本とする旨が記されています。

生涯にわたりスポーツに親しみ、運動器障害や燃え尽き症候群等を防止するためにも、準備運動・クールダウンの実施、クロストレーニング¹⁸の導入等、スポーツ障害を防止する活動内容を行うことはもちろん、活動日数や運動量を

¹⁷ スポーツ少年団

スポーツ活動を中心に組織的な活動をしている少年のスポーツ・クラブで、日本スポーツ少年団に登録し、その認定を受けている。ジュニア・スポーツ・クラブとも言う。青少年の健全育成と地域スポーツの振興を目的に、日本体育協会が協会創立 50 周年記念事業の一つとして 1962 年 6 月 23 日創設した。

¹⁸ クロストレーニング

スポーツ障害の予防、ケガからのリハビリテーション、心理的休息効果等を目的とするもので「専門とするスポーツの競技力向上のために、その他のスポーツあるいはトレーニングを行なうこと」と定義される。どの年代にも有効な理論であるとされているが、とりわけ青少年期には、特定の動きを過重に練習してしまう傾向があることから、青少年期のスポーツ活動にクロストレーニングを取り入れる効果は大きいと考えられている。

子どもの心身の発達、発育に合わせ、適切な量とすることは極めて重要です。過度な活動量とならないよう、雲南市スポーツ少年団本部とともに啓発に取り組めます。

なお、活動の目安として、上記「スポーツ少年団組織と活動のあり方の解説書」には「1日に2～3時間程度、1週間に2～3回が無理のない活動といえる」と記載されています。

⑤指導者養成の推進

「学ぶことをやめたら教えることをやめなければならない」（サッカー男子前フランス代表監督ロジェ・ルメール）の言葉にも表されるように、スポーツ少年団活動において指導者は非常に大きな存在です。指導者が持つスポーツの技量・知識、個性・品性は、団員個人の技量や性格及び生活態度にも影響を与えます。「ティーチングとコーチング¹⁹」の使い分けや、体罰・暴力・暴言等のスポーツ・コンプライアンスを遵守するなど、指導者の資質向上に取り組むこととし、啓発活動、指導者研修会の開催により、地域で青少年健全育成の役割を担う指導者の養成を推進します。

3 青壮年期（18～64歳）のスポーツ活動の推進

（1）健康に関する行事等の実施による健康長寿への取り組み

①参加しやすい健康イベント等の実施

健康増進を目的として、スポーツ推進委員、地域運動指導員等と連携し、青壮年を対象とした定期的な運動教室の実施に努めます。実施については個人や小規模のグループでも参加しやすいよう配慮します。

また、この年齢層は余暇に充てる自由な時間が少ないことからスポーツと疎遠になる場合も多いと考えられます。改めてスポーツの楽しさに触れてもらう機会を提供するため、雲南市体育協会、スポーツ推進委員等と連携し、スポーツイベントの開催に努めます。その際は気軽に参加できる形式であることに重点をおいて取り組みます。

②青壮年期からの健康長寿への取り組み

生涯にわたり健康に暮らすことはすべての人の願いであり、健康寿命を延ばすことはスポーツの大きな役割の一つです。いつまでも健康で暮らし続けるためには、体が十分に動くうちから体力維持に向けた運動を始めることと、楽しみながら長期にわたり活動を継続することが大切です。身体教育医学研究所う

¹⁹ ティーチングとコーチング

ティーチングとは指示や助言によって相手に答えを与える指導方法で、コーチングとは相手から答えを引き出す指導方法。それぞれに長所と短所があり、使い分けが重要とされる。

んなん、地域運動指導員、スポーツ推進委員等と連携し、健康長寿、特に運動器疾患²⁰の予防、転倒・寝たきり予防へ向けた活動を展開します。

4 高齢期（65歳以降）のスポーツ活動の推進

（1）運動（スポーツ）する機会の提供

運動（スポーツ）の喜びをみんなで分かち合うことは素晴らしいことであり、現在では、高齢期の方でも運動の能力に関わらず、幅広く参加できる軽スポーツが新たに開発されています。また、運動（スポーツ）には「する喜び」「支える喜び」だけでなく「観る喜び」もありますが、「観る喜び」は世代や場所、技量を超えて連帯感を特に共有しやすいという特徴があります。高齢期の方も運動（スポーツ）の喜びを分かち合えるよう雰囲気の醸成、情報や機会の提供等に努めます。

（2）健康維持、増進への啓発

①高齢期の健康維持、体力測定等データの積極的な活用

高齢者が自身の体力を認識し、今後の健康維持や介護予防への意欲や関心を高めてもらうため、スポーツ推進委員や地域運動指導員が中心となり、地域で体力測定、健脚度測定等を実施しています。老人クラブ等とも連携し、今後もこれらの実践を継続していきます。

このデータを基に健康福祉部や身体教育医学研究所うんなんと連携し、体力測定等のデータの活用、体力維持に向けた啓発や情報提供を行います。特に運動器疾患の予防、転倒・寝たきり予防等、健康維持へ向けた様々な活動に積極的に取り組みます。

②介護予防への取り組み

高齢者が健康維持、介護予防を目的とし運動を継続して楽しみながら実践できるように、スポーツ推進委員及び地域運動指導員と協力して運動実践に取り組みます。併せて地域自主組織に対しても協力を要請していきます。



²⁰ 運動器疾患

「運動器」とは骨・関節・筋肉・神経などの身体を支えたり動かしたりする組織・器官の総称であり、運動器疾患とは、骨折、変形性関節症、腰痛や頸部痛、肩痛などを指す。「運動器」の疾患は仕事や日常生活の動作、生活の質（QOL）を低下させる大きな一因となる。

第3章 競技スポーツの振興

1 競技スポーツの振興

(1) 松江シティFCユース生の受入による地域振興

将来的な J リーグ参入を目指す松江シティFCは高校生年代におけるユースチームを2021年4月に設立され、豊かな自然環境と温かいコミュニティがある雲南市において活動を行いたいとの打診を受け、雲南市としては高校の魅力化と地域の活性化につながることから積極的に支援を表明しています。今後、子ども達の進路選択先として選ばれサッカーの競技力の向上、ユース生が地域で生活し活躍することによる地域の活性化にも期待が寄せられており今後サッカー場整備等にも積極的に取り組んでいきます。

(2) 国民スポーツ大会²¹の島根開催に向けた取り組み

2029年度に島根県での開催が内々定している国民スポーツ大会に向け、ふるさと雲南そして島根の代表として全国で活躍することに誇りや憧れを持ち県内高校等への進路選択ができるよう競技環境の充実のため引き続き高校までの一貫した教育の魅力化に取り組みます。

又、島根県体育協会と連携し、各競技団体が長期的視点に立った選手の育成を図るための支援体制の推進に努めます。スポーツ人材の地元企業へのU・Iターンの活用が行えるよう競技団体や関係団体などと連携を図りながら支援体制を整えます。併せて施設整備についても県や近隣自治体と協力し準備を進めていきます。

(3) 雲南市体育協会への活動支援

雲南市体育協会は、市民にもっとも身近な競技スポーツ団体として支部、専門部が地域自主組織等と連携した活動を展開しています。東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした健康づくりやスポーツへの関心が高まると予想されることから市民の主体的なスポーツ活動の促進を支援します。体育協会加盟の団体や軽スポーツの普及活動や指導者の育成、競技力の向上等に向けた取り組みを支援します。

(4) 競技スポーツの指導者活用

競技スポーツの競技者や指導者が持つ技術や経験を、地域スポーツや学校のスポーツ活動等で有効活用することは大きな意味があり、地域や学校が、競技スポーツを応援、支援することは、競技スポーツに参加する人の意欲向上等につながります。

²¹ 国民スポーツ大会

「国民体育大会」は令和5年度から「国民スポーツ大会」に改称されます。

雲南市では小中学校やスポーツ少年団へトップアスリートを派遣する取組みを総合型地域スポーツクラブに委託し取り組んでおり、地域スポーツや学校と競技スポーツとの好循環が進む取組みを推進して行きます。

その他、愛好者団体によるスポーツ大会やイベントの開催は、市内のスポーツ活動が盛んになることに併せ、スポーツによる地域振興等も期待されることから観光振興部局とも連携し、交流人口の増加に努めます。

第4章 障がい者（児）のスポーツ推進

ユニバーサルな地域社会づくり

（１）障がい者（児）のスポーツ参加に向けた環境整備

障がいのある人にとってスポーツが日々の楽しみとなり、生活に潤いを与えられる地域づくりを目指します。広く人々がその関心や適性等に応じて参画できるようにしなければなりません。

また、スポーツ活動は、個人の健康づくりや市民の交流につながるだけでなく、スポーツを通じて社会参加をすることにも意義があります。障がいのある人をはじめ配慮や支援が必要な多様な人々がスポーツに取り組む事で、外出の機会が増える事や、参加者同士の交流などの効果が期待できます。障がいのある人がスポーツ活動に参加できるよう、参加者に十分な指導ができるよう、スポーツ推進委員や市内の社会体育施設における専門的な知見を有する指導者とともに取り組みを進めていきます。

（２）「スペシャルオリンピックス²²日本・島根」への支援

スペシャルオリンピックス日本・島根の事務局がある雲南市として知的障がいのある人の自立や社会参加を目的としたスポーツの振興に取り組んでおり、他自治体とも連携し競技種目・競技人口の増加やスペシャルオリンピックスの理念や目的を広める活動を推進します。

又、大東陸上競技大会への種目の追加など地域で取り組まれている各種スポーツ大会等にもスペシャルオリンピックスアスリートが参加する取組みや、知的障がいがある人と知的障がいのない人が交流し理解し合うユニファイドスポーツの取組みについても推進します。

²² スペシャルオリンピックス

知的障がいのある人たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じて提供している国際的なスポーツ組織。運営はボランティアと善意の寄付によって行われている。

第5章 総合型地域スポーツクラブ²³活動の促進

1 総合型地域スポーツクラブの理念と役割の周知

「スポーツ基本法」の第21条では「国及び地方公共団体は、地域スポーツクラブが行うスポーツ振興のための事業を支援し、その他必要な施策を講じるよう努める」とあります。また文部科学省が策定した「スポーツ基本計画」には、政策目標として「総合型地域スポーツクラブの育成」を図り、その施策目標では「地域のコミュニティの核となる」ことを求められました。そして、公益財団法人日本体育協会が策定した「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2013」の基本理念により、総合型地域スポーツクラブは「多種目」「多世代」「多志向」といった形態的特徴を生かし「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造をめざす」ことが明確にされています。

しかしながら、市民の中には総合型地域スポーツクラブの目指すものがどのようなものなのか、十分に理解されていない方もあります。目的や目指す未来像が全市民的に共通理解されるよう総合型地域スポーツクラブの理念と役割の周知を行っていきます。

2 総合型地域スポーツクラブの運営支援

加茂、三刀屋の総合型地域スポーツクラブについては㈱キラキラ雲南が安定した運営を行っており徐々に地域に定着してきています。大東については今後継続的な活動が展開できるよう検討し、安定した運営を目指します。また、総合型地域スポーツクラブの活動がない、木次町、吉田町、掛合町についても体育協会やスポーツ少年団、地域自主組織と連携をはかりながら市内全域に活動を展開できるよう支援していきます。

国において、令和3年度からの運用を目指して準備が進められている「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の動向を注視し県体育協会と協議しながら準備を進めていきます。

また、多様化する住民のニーズに対応するため、クラブマネージャーや指導者の育成が必要であり、各クラブと連携し指導者の確保、人材育成を支援します。

²³ 総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで多世代で、様々なスポーツを愛好する人々が多種目で、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる多志向という特徴を持つ、地域が自主的主体的に運営するスポーツクラブです。

資料編

1 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）抜粋 全文、第1～4章まで記載

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条―第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条―第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条―第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条―第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポ

ーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実

態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実地的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資する

ものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとと

もに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の

確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

2 第2期スポーツ基本計画（概 要）

第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって

スポーツ基本法に基づく第2期スポーツ基本計画は、平成29～33年度の5年間における、スポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針。

スポーツ審議会において審議を行い、平成29年3月1日に答申をとりまとめ。この答申を踏まえ、第2期スポーツ基本計画を策定。

第2期計画では、第2章で計画の理念を「スポーツの価値」として具体化。

第3章で施策体系を大括り化し（4つの政策目標）、数値目標を8から20に増加。

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

1 スポーツで「人生」が変わる！

スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できる。

スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできる。

2 スポーツで「社会」を変える！

スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与できる。

スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

3 スポーツで「世界」とつながる！

スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献できる。

4 スポーツで「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進。

本計画期間においては、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

※スポーツ実施率：週1以上が42.5（障害者19.2）%，週3以上が19.7（障害者9.3）%

（1）スポーツ参画人口の拡大

- ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ・スポーツの楽しみ方等を示す「ガイドライン」の策定・普及
 - ・新たなスポーツや高齢者が取り組める「スポーツプログラム」の策定・普及
- ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上
（スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を増加（58.7%→80%）、スポーツが嫌い・やや嫌いである中学生を半減（16.4%→8%）、子供の体力を昭和60年頃の水準に）
 - ・学習指導要領の改訂や全国的な体力調査等を通じた体育・保健体育の授業等の改善
 - ・教員の研修、施設の整備等を通じた武道の指導の充実
 - ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定
 - ・学校体育活動中の重大事故を限りなくゼロにするという認識の下での事故防止の取組の推進
- ③ ビジネスパークソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ
（成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目指す）
 - ・ビジネスパークソンのスポーツ習慣づくりと民間事業者における「健康経営」の促進
 - ・女性がスポーツに参画しやすい環境整備、障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組の推進
 - ・スポーツと食、エンターテインメント等他分野との融合やITの活用による魅力向上

（2）スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

- ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
 - ・スポーツに関わる人材の数や属性の特徴などの全体像の明確化
 - ・アスリートの雇用促進や地域での指導機会の拡大等によるキャリア形成の支援
 - ・指導者養成のモデル・コア・カリキュラムの大学等への普及
 - ・専門スタッフ、審判員、ボランティア等の育成・確保
- ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実
 - ・総合型クラブの登録・認証等の制度と中間支援組織の整備（47都道府県）
 - ・PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加（37.9%→70%）
 - ・地域課題解決に向けた取組を行う総合型クラブの増加（18.4%→25%）
- ③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保
 - ・ストックの適正化に関するガイドラインの活用促進
 - ・学校体育施設の開放の在り方に関する手引きを策定し施設を有効活用

- ・キャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペース等の有効活用の促進

④ 大学スポーツの振興

- ・大学においてスポーツ分野を統括する部局の設置促進，アドミニストレーターの配置促進（100 大学）
- ・大学横断的・競技横断的統括組織（日本版NCAA）の創設を支援

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ，スポーツを通じた共生社会等の実現，経済・地域の活性化，国際貢献に積極的に取り組む。

（1）スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

（障害者の週1回のスポーツ実施率：成人19.2%→40%，7～19歳31.5%→50%）

- ・地方公共団体等において障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備
- ・障害のある人とない人が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションの推進
- ・スポーツ施設のバリアフリー化，不当な差別的取扱いの防止による利用促進
- ・全ての特別支援学校が地域の障害スポーツの拠点となることの支援
- ・総合型クラブへの障害者の参加促進（40%→50%）
- ・障害者スポーツ指導者の養成の拡充（2.2万人→3万人）
- ・活動する場がない障害者スポーツ指導者を半減（13.7%→7%）
- ・障害者スポーツの理解促進により，直接観戦経験者を増加（4.7%→20%）
- ・全ての学校種の教員に対する理解促進，学校における障害児のスポーツ環境の充実

② スポーツを通じた健康増進

- ・スポーツによる健康寿命の延伸の効果について，エビデンスの収集・整理・情報発信
- ・効果的な「スポーツプログラム」や「ガイドライン」の策定・普及
- ・スポーツ事故等の情報収集，安全確保に向けた方策のとりまとめ，普及・啓発
- ・被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援

③ スポーツを通じた女性の活躍促進

- ・女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題の整理
- ・女性指導者増加に取り組むとともに，スポーツ団体における女性登用を促進
- ・女性トップアスリートについて女性特有の課題に対応した医・科学支援の実施

（2）スポーツを通じた経済・地域の活性化

① スポーツの成長産業化

（スポーツ市場規模5.5兆円を2020年に10兆円，2025年に15兆円へ拡大）

- ・スポーツの成長産業化，地域活性化の基盤としてのスタジアム・アリーナの実現
- ・各種スポーツ団体等と連携した新たなビジネスモデルの開発支援
- ・スポーツ経営人材の育成・活用，スポーツ団体におけるビジネス手法，ITの活用

② スポーツを通じた地域活性化

- ・スポーツツーリズムの推進（スポーツ目的の訪日外国人数を138 万人→250 万人，スポーツツーリズム関連消費額を2,204 億円→3,800 億円）
- ・地域スポーツコミッションの設置促進（56→170），地域コミュニティの維持・再生
- ・オリンピック・パラリンピック教育やホストタウンの推進

（３）スポーツを通じた国際社会の調和ある発展

- ・国際競技団体等における役員数の増加（25 人→35 人）や政府間会合への積極的な参加等を通じて国際スポーツ界の意思決定に参画
- ・スポーツ・フォー・トゥモローによりスポーツの価値を100 カ国以上1,000 万人以上に広げる
- ・諸外国におけるスポーツ情報を戦略的に収集・分析，スポーツ団体等における国際業務の体制強化
- ・ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京大会について，政府の基本方針に基づき円滑な開催を支援，ワールドマスターズゲームズ2021関西等に協力

3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう，各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ，我が国のトップアスリートが，オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

- ・中央競技団体は中長期の強化戦略を実践し，JSC，JOC及びJPCは中央競技団体の強化戦略を多面的に支援。国は，ここで得た知見をターゲットスポーツの指定に活用
- ・ナショナルコーチやサポートスタッフの配置と資質向上，世界トップレベルのコーチの育成

② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

- ・地域ネットワークを活用したアスリートの発掘や種目転向の支援
- ・将来メダルの獲得可能性のある競技やアスリートをターゲットとした集中的な強化
- ・国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進

③ スポーツ医・科学，技術開発，情報等による多面的で高度な支援の充実

- ・ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマ

ンスセンター」の機能強化

- ・トップアスリートに対してスポーツ医・科学、情報等を活用し多方面から支援

④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

- ・ナショナルトレーニングセンター中核拠点の拡充棟を2020年の約1年前までに整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現
- ・ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の活用

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、クリーンでフェアなスポーツ（スポーツ・インテグリティ）の推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

① コンプライアンスの徹底，スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進

- ・全てのアスリート等が主体的に取り組むことができる教育研修の推進
- ・スポーツ団体の組織運営をモニタリング・評価し，必要な助言・支援を実施
- ・スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等により，全てのスポーツ団体におけるスポーツに関する紛争解決の仕組みの整備を促進

② ドーピング防止活動の推進

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けてドーピング検査員の育成をはじめ必要な体制の整備
- ・ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みの構築
- ・アスリートやサポートスタッフ，医師や薬剤師等に対する教育と，国際的なドーピング防止活動への貢献

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画の広報活動の推進。SNSをはじめ多様なメディアを活用し国民に直接発信。大きな潜在力にふさわしいスポーツ関連予算の更なる強化はスポーツ関係者の総意。併せて，予算の効率的・効果的な活用と，スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底。

スポーツ振興投票制度（toto）等を活用，スポーツに対する寄附や投資を活性化。計画の進捗状況をスポーツ審議会等において定期的に検証。検証プロセスを公開し，検証結果を次期スポーツ基本計画の策定における改善に反映。

3 スペシャルオリンピックス日本 ゼネラルオリエンテーション

- 目次
1. スペシャルオリンピックスの宣誓
 2. スペシャルオリンピックスの使命
 3. スペシャルオリンピックスの理念
 4. スペシャルオリンピックスの参加資格

1. スペシャルオリンピックスの宣誓

“Let me win. But if I cannot win, let me be brave in the attempt.”

「私に勝利を与えたまえ。もしかなわぬなら挑戦することを称えさせたまえ。」

スペシャルオリンピックス世界共通宣誓

「わたくしたちは精一杯 力をだして勝利を目指します。

たとえ、勝てなくても、頑張る勇気をあたえて下さい。」

スペシャルオリンピックス日本アスリート訳

2. スペシャルオリンピックスの使命

スペシャルオリンピックスの使命は、年間を通じたさまざまなオリンピック形式のスポーツのトレーニングと競技会を、知的障がいのある人たちに提供するものです。スペシャルオリンピックスは体力の向上にはもちろんのこと、勇気を表現することや、楽しみを経験するためにも、継続的な機会を提供します。アスリートはスペシャルオリンピックスのプログラムに参加することで、技術や友情を、家族、地域の人々や他のアスリートといっしょに分ち合うことが出来るのです。

3. スペシャルオリンピックスの理念

① スペシャルオリンピックスは、知的障がいのある人々が、個人スポーツ、チームスポーツにかかわらず、適切な指導と励ましのもとでスポーツに参加することにより、学習すること、楽しむこと等の効果があると信じています。これらのスポーツは知的、身体的な制限がある人たちのニーズに応えるための場合にのみ変更されるものです。

② スペシャルオリンピックスは、一貫したトレーニングが、個人の成長のために欠くことのできないものだと思っています。それはスポーツ技術だけでなく、一個人としての成長のための動機づけという観点からです。一貫したトレーニングというのは、その技術の向上レベルを計る最も適切な方法として、同程度の技術、技量のアスリートと競技することを含んでいます。

③ スペシャルオリンピックスは、スポーツのトレーニングと競技に参加することが、知的障がいのある人々にとって身体的、知的、社会的、そして精神的に効果があると信じています。また、スペシャルオリンピックス参加の効果はアスリートだけでなく、家族の絆が強くなり、地域社会も参加、見学により、知的障がいのある人々を理解し、尊敬し、受け入れるという効果があるとも信じています。

4. スペシャルオリンピックスの参加資格

専門家により知的障がいがあるとされる人で、スペシャルオリンピックスに登録すれば参加できます。スペシャルオリンピックスゼネラルルールではスペシャルオリンピックスの参加資格を以下のように示しています。

※ゼネラルルール 第2条 セクション2.01(B)より

スペシャルオリンピックスの参加者の年齢には上限がなく、参加できる最低年齢は8歳からとする。ヤングアスリートプログラムは、2～7才の子供に対し、年齢が達してからスペシャルオリンピックスのスポーツトレーニングと競技会に参加するための準備を目的として、スポーツの世界を紹介する。加えて、認定プログラムでは6～7歳の希望者の年齢に適したトレーニングやイベント、文化活動や社会活動への参加を認めることができる。6～7歳の希望者は、競技会に参加しないことを条件に、スペシャルオリンピックス国際本部の承認を得た上でトレーニングや、競争性のない活動に参加できる。8歳未満では、競技会に参加したり、競技に出てリボンやメダルをもらうことはできない。

4 地域運動指導員の養成に関する要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 子供から高齢者まで、地域住民の身体機能の維持・向上に効果的な運動や生活習慣の確立を目指し、「誰もが生涯健康でいきいきと生活できる小児期からの健康づくり」を達成するために地域運動指導員を養成する。

（地域運動指導員の位置付け）

第2条 地域運動指導員（以下「指導員」という。）は、身体教育医学研究所うなん（以下「研究所」という。）が実施する講習を受講し、その課程を修了した者とする。

（指導員の登録）

第3条 研究所は、所定の課程を修了した者を、地域運動指導員名簿に登録すると共に、修了証と登録証を交付するものとする。

（登録の変更）

第4条 指導員は、登録証に記載してある事項に変更が生じたときは、地域運動指導員登録変更届により、速やかに研究所に届け出るものとする。

（登録の取り消し）

第5条 指導員は、登録の取り消しを希望するときは、地域運動指導員登録取消届（様式第5号）を研究所に提出するものとする。

2 研究所は、前項の規定に関わらず、指導員として相応しくないと判断した者について、本人に予告なしに登録の取消を行うことが出来る。

3 研究所は、前項により登録を取り消した者に対して、地域運動指導員登録取消通知書により通知するものとする。

（指導員の業務）

第6条 指導員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- （1） 地域住民への運動に関する実践指導及び調査
- （2） 高齢者の介護予防に資する実践指導及び調査
- （3） 地域自主組織の育成・支援に関する業務
- （4） 研究所が実施する実践指導及び調査研究への協力
- （5） 研究所が関係する共同研究への協力
- （6） その他必要と認めるもの

（研修）

第7条 研究所は、指導員の研修に関する実施計画を定め、その機会を設けるものとする。

2 指導員は、研修と修養に努めるとともに、研究所の行う研修を受けるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は研究所所長が定める。

附則

この要綱は、平成18年6月1日に施行し、平成18年4月1日から適用する。

雲南市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿

(令和2年3月1日現在)

番号	氏名	所属	備考
1	亀山 幹生	雲南市スポーツ少年団本部長	雲南市スポーツ推進計画策定委員会 委員長
2	稲岡 恵子	雲南市地域運動指導員	雲南市スポーツ推進計画策定委員会 副委員長
3	堀江 佳奈子	雲南市スポーツ推進委員協議会	
4	石飛 啓	雲南市体育協会長	
5	速水 久樹	みとやスポーツクラブ事務局長	
6	藤原 洋子	雲南市教育保育指導員	
	北湯口 純	身体教育医学研究所「うんなん」 主任研究員	スポーツ推進計画の策定に関してア ドバイザーとして参加
	西川 喜久子	身体教育医学研究所「うんなん」 運動指導士	スポーツ推進計画の策定に関してア ドバイザーとして参加